

病院（新築資金、甲種増改築資金）の融資額の算定方法

（１）算定方法の概要

- ▶ 新築資金及び甲種増改築資金の融資額の算定については、所要額（建築工事費と設計監理費）に融資率を乗じる方法となります。（土地取得資金は除きます。）

$$\text{所要額（建築工事費と設計監理費）} \times \text{融資率（70\%）}$$

- ※ 所要額（建築工事費と設計監理費）については、解体撤去費、造成工事費等は含めません。
- ※ 補助金等がある場合は、所要額から補助金を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。
- ※ 一般病院のみを有する病院のうち病床数 200 床未満の病院に対する建築資金は、融資率を 90%以内とします。
- ※ 臨床研修指定病院の建築資金は、融資率を 90%以内とします。
- ※ 社会医療法人の建築資金は、融資率を 90%以内とします。

（２）限度額

- ▶ 建築資金 7 億 2,000 万円（特定病院は、12 億円）
- ▶ 次の場合は、限度額が加算されます。

看護師宿舎をあわせて整備する場合	6,000 万円
保育施設をあわせて整備する場合	1,500 万円
在宅介護支援センターをあわせて整備する場合	2,000 万円
医療施設近代化施設整備事業のうち電子カルテ等医療情報支援システムを整備する場合	8,000 万円

（３）融資額の計算例

工 事 名	金 額
1. 建築工事費	956,000 千円
2. 対象外建築費（解体工事費等）	11,500 千円
3. 設計監理費	44,000 千円
合計（1 + 2 + 3）	1,011,500 千円

【所要額の計算方法】

$$1,000,000 \text{ 千円} (1 + 3) \times \text{融資率 (70\%)} = \text{7 億円} \text{【ご融資額】}$$

- ※ 計算例はあくまで参考です。整備内容等により、変わる場合がございます。

（４）その他

- ▶ 機械購入資金及び長期運転資金については、別途算定方法がありますので、お問い合わせください。

病院（乙種増改築資金）の融資額の算定方法

（１）算定方法の概要

- ▶ 乙種増改築資金の融資額の算定については、所要額（建築工事費と設計監理費）に融資率を乗じる方法となります。（土地取得資金は除きます。）

$$\text{所要額（建築工事費と設計監理費）} \times \text{融資率（60\%）}$$

- ※ 所要額（建築工事費と設計監理費）については、解体撤去費、造成工事費等は含めません。
- ※ 補助金等がある場合は、所要額から補助金を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。
- ※ 一般病院のみを有する病院のうち病床数 200 床未満の病院に対する建築資金は、融資率を 90%以内とします。
- ※ 臨床研修指定病院の建築資金は、融資率を 90%以内とします。
- ※ 社会医療法人の建築資金は、融資率を 90%以内とします。

（２）限度額

- ▶ 建築資金 7 億 2,000 万円（特定病院は、12 億円）
- ▶ 次の場合は、限度額が加算されます。

看護師宿舎をあわせて整備する場合	6,000 万円
保育施設をあわせて整備する場合	1,500 万円
在宅介護支援センターをあわせて整備する場合	2,000 万円
医療施設近代化施設整備事業のうち電子カルテ等医療情報支援システムを整備する場合	8,000 万円

（３）融資額の計算例

工 事 名	金 額
1. 建築工事費	956,000 千円
2. 対象外建築費（解体工事費等）	11,500 千円
3. 設計監理費	44,000 千円
合計（1 + 2 + 3）	1,011,500 千円

【所要額の計算方法】

$$1,000,000 \text{ 千円} (1 + 3) \times \text{融資率（60\%）} = \text{6 億円} \text{【ご融資額】}$$

- ※ 計算例はあくまで参考です。整備内容等により、変わる場合がございます。

（４）その他

- ▶ 機械購入資金及び長期運転資金については、別途算定方法がありますので、お問い合わせください。